KNC NETWORK NEWS

2016 年 7 月 16 日　発行

㈲北野財経システム
北 野 会 計 事 務 所
大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707 号
TEL：06-6304-7857・FAX：06-6304-8851
http://www.kngroup.jp

気になる記事：南シナ海、国際司法が初判断。人工島「島ではない」

国連海洋法条約に基づくオランダ・ハーグの仲裁裁判所は12日、南シナ海での中国の海洋進出を巡り、中国が主権を主張する独自の境界線「九段線」に国際法上の根拠がないと認定した。中国が人工造成など実効支配を強める南シナ海問題に対し、初めて国際的な司法判断が下された。中国は判決を受入れないとしており、国際社会との緊張が高まるのは必至だ。

経営一言：5年10年先にどう変わるか、経営者は的確に見られないといけない。いつの世も必ず優れた人は現れる。

（セブン＆アイ・ホールディングス元会長兼最高経営責任者（CEO）　鈴木　敏文氏）

ー所長コメント：今世の中、何が起こるか分からない。何が起こっても対処できる準備と対策をしておくことです。特に最近は想定外のことが頻繁に起きています。これからは、想定外のことも想定内のことと考えて対応しておくことです。ー

源泉徴収税額表の甲欄・乙欄・丙欄の違い　《税務》

源泉徴収税額表には、ひと月単位にして支払うときの「月額表」と、日を単位として支払うときの「日額表」、賞与を支払うときの「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」があります。

月額表と賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表は、甲欄と乙欄とに区分されています。扶養控除申告書の提出がある場合には甲欄、提出がない場合には乙欄を使用します。

日額表は甲欄、乙欄、丙欄の3つに区分されています。甲欄と乙欄は前述の2表と同様です。

そして、①社員の雇用契約期間があらかじめ定められている（2ヵ月以内）、②日々雇入れるときは継続して2ヵ月を超えて支払わない―のいずれかに該当したときには、丙欄を使用します。

住宅ローン特別控除の再適用　《税務》

住宅ローン特別控除の適用を受けるためには、家屋を新築、取得、増築した人が、その家に新築等の日から6ヵ月以内に入居して、かつ、控除を受ける年の12月31日まで住み続けている必要があります。ただし、その人が年の途中で死亡したときはその時点までよい。家屋が災害で居住できなくなったときも同様。その時点まで引き続き住んでいたのであれば住宅ローン特別控除の適用を受けられます。

この特別控除につき、会社から転勤命令を受けて家族全員で別の場所に転居したときは適用を受けられなくなりますが、転勤が終わってマイホームに戻ってきたのであれば、その年から「再適用」を受けられる可能性があります。この場合、必ずしもすべての家族がその年に家に戻ってくることは求められません。子どもの通学の都合で転勤者以外の家族が先に戻ってきたケースでも、転勤が終わった後に転勤者がその家に住むことが明らかであれば、特別控除の再適用は可能です。

自社HP、制作時の会計処理

自社の商品やサービスを紹介する目的のホームページ制作費は業者に制作費を支出したときに広告宣伝費として損金処理できます。

ただし、顧客からの受注システムなど、無形減価償却資産の「ソフトウエア」に該当するプログラムが組み込まれたホームページは、そのソフトウエアに該当する部分を耐用年数5年で減価償却します。

シニアの活躍　《経営》

超高齢化社会になって、シニア世代（一般に60歳以上）就労している人が増加し、国策としての各種の推進策や保護策が注目されています。従来は勤め人等が定年になると、いわゆる隠居生活（年金生活）に入るイメージがありましたが、現在では定年後も何年か仕事を続ける人が多数派になっています。この現象の理由は多種・複雑ですが、その例をいくつか挙げてみます。

（1）平均寿命が延びて（70年前と比べて約30年長い）、定年後の年数が従来の老後期間に比べて相当長くなった。老後必要資金もより高額になっている（2）定年までは子供の教育費や住宅ローンに追われ、蓄えや年金が少なければ定年後も働き続けるほかはない（3）定年前に退職して創業する「脱サラ」が流行った時代もあったが、その不安定さが勤め人に等に敬遠され、定年後に創業したり実家の家業を継いだりする

シニアの活躍に積極的な企業は、雇用継続を延長するだけでなく、人材として活用手法探っています。例えば、定年年齢の延長・定年の廃止、シニアが対応可能な仕事の創出、シニアが活躍しやすい就労環境の整備、シニアが働きやすい事業分野への進出等があります。今後は益々、シニアが長く就労できる公的な推進策・保護策と企業の積極的取り組みが必要となります。

ＫＮＣ ＮＥＴＷＯＲＫ ＮＥＷＳへのご意見・ご質問・ご感想は
０６－６３０４－７８５７　または　ｋａｉｋｅｉ＠ｋｎｃｃ．ｃｏ．ｊｐ
までお寄せください。